二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

イ　二以下　十七万三千百円

ロ　二・五以上三・五以下　八万六千五百五十円

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

〇厚生労働省令第七十三号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表（第二条関係）	
昭和十五年度	二二・三四
昭和十六年度	二一・五五四
昭和十七年度	二〇・七九一
昭和十八年度	二〇・〇五五
昭和十九年度	一九・三四三
昭和二十年度	一八・六五五
昭和二十一年度	一七・九九〇
昭和二十二年度	一七・三四八
昭和二十三年度	一六・七二七
昭和二十四年度	一六・一二八
昭和二十五年度	一五・五四九

改正前	
別表（第二条関係）	
昭和十五年度	二二・二〇四
昭和十六年度	二一・四二〇
昭和十七年度	二〇・六六一
昭和十八年度	一九・九二九
昭和十九年度	一九・二二一
昭和二十年度	一八・五三七
昭和二十一年度	一七・八七七
昭和二十二年度	一七・二三八
昭和二十三年度	一六・六二二
昭和二十四年度	一六・〇二六
昭和二十五年度	一五・四五〇